

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

料金表  
通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金  
1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの  
4-1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、タイプ4に係る第6種契約者(カテゴリ2、カテゴリ8及びカテゴリ9に係る者を除きます。)が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線(当社が別に定めるものに限ります。)から定額制アクセスポイント(アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。)に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、株式会社NTTドコモの契約約款及び料金表に規定する次に掲げるものとします。</p> <p>(a) <a href="#">FOMAサービス(パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランのものに限ります。)</a></p> <p>(b) Xiサービス</p>
(7)～(9) (略)	(略)
(10) ブロードバンドユニバーサルサービス	4-2-8に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料は、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、1回線ごとに適用します。

料金表  
通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金  
1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの  
4-1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、タイプ4に係る第6種契約者(カテゴリ2、カテゴリ8及びカテゴリ9に係る者を除きます。)が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線(当社が別に定めるものに限ります。)から定額制アクセスポイント(アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。)に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、株式会社NTTドコモの契約約款及び料金表に規定する次に掲げるものとします。</p> <p>(a) 削除</p> <p>(b) Xiサービス</p>
(7)～(9) (略)	(略)
(10) ブロードバンドユニバーサルサービス	4-2-8に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料は、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、1回線ごとに適用します。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日		2026年4月1日～	
料の適用 ア 光アクセス回線(特定加入者回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるもの イ モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、次に掲げるもの以外のもの (ア) 低速度モバイル (イ) 通信モジュール向けモバイル <u>(ウ) 3Gモバイル(株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービスを利用して提供するものをいいます。以下同じとします。)</u>		料の適用 ア 光アクセス回線(特定加入者回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるもの イ モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、次に掲げるもの以外のもの (ア) 低速度モバイル (イ) 通信モジュール向けモバイル	
(11)～(13) (略)	(略)	(11)～(13) (略)	(略)
4-2 (略)		4-2 (略)	
5～6 (略)		5～6 (略)	
第2～第3 (略)		第2～第3 (略)	
第2表～第3表 (略)		第2表～第3表 (略)	
料金表別表1～料金表別表3 (略)		料金表別表1～料金表別表3 (略)	